平成２６年（フ）第１６３号
静岡市清水区宮加三1115番地の27
債務者　望月　晴世
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月29日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４０３号
神奈川県川崎市幸区南幸町３丁目17
債務者　渡辺　真明
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４０４号
埼玉県さいたま市大宮区三橋４丁目128　ザ.グレース大宮Ａ―103
債務者　箭内　一雄
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６４０５号
東京都足立区青井３丁目５―26―411
債務者　田中　正則
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１９５号
名古屋市守山区喜多山２丁目31番23号　ロワールパークオギソ501号
破産者　堀内　博満
1　決定年月日　平成26年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番１―502号
破産者　前島　純子
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３３２号
札幌市中央区南８条西13丁目３番７号　南８条プレイス208号
破産者　金木　　収
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１８号
札幌市豊平区美園６条８丁目３番19―201号
破産者　進藤　清美
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
埼玉県富士見市鶴瀬西２丁目３番３―501号
破産者　長岡　　隆
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１５０号
埼玉県富士見市西みずほ台１丁目４番地４第２みずほ台マンション503
破産者　渡辺誠一郎
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１４号
山梨県都留市井倉639番地２、開始決定時の住所山梨県都留市四日市場651番地２
破産者　髙部　利家
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
岐阜県大垣市笠縫町８番地11　オホーツクマンション501号
破産者　光安　久代
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５号
岐阜県大垣市熊野町133番地１
破産者　岡田　修二
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
住所秘匿、住民票上の住所名古屋市中区上前津２丁目10番22号　エスポア上前津Ⅱ302号
破産者　本多　清隆
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３９２号
名古屋市瑞穂区新開町24番18号　新開住宅1001号
破産者　江上　達也
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０６号
京都市伏見区久我本町11番地179
破産者　ホット＆デリカシマカワこと　島川　貞治
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
神戸市長田区長田町３丁目２番６号
破産者　喫茶サントスこと　菅原　正義
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１５号
神戸市東灘区渦森台２丁目11番201号
破産者　吉野　幸子
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２０号
岡山市北区平野729番地21
破産者　藤井浩太郎
1　決定年月日　平成26年７月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係